

## 2019年7月号 財務諸表論 つぶ問

### 4問目

【問題】 次の表を見て、各設問に答えなさい。なお、指定字数のある設問はそれを目安に解答すること。

(表) 非貨幣財の交換と事業分離

交換取引の種別	異種資産の交換	同種資産の交換
取引例	土地を引渡し有価証券を受け取る	土地を引渡し別の土地を受け取る
投資の継続性	【断たれている・継続している】	【断たれている・継続している】
受入資産の取得原価	【引渡資産の交換時点における時価 ・引渡資産の交換時点における帳簿価額 ・受入資産の交換時点における時価 ・受入資産の交換時点における帳簿価額】	【引渡資産の交換時点における時価 ・引渡資産の交換時点における帳簿価額 ・受入資産の交換時点における時価 ・受入資産の交換時点における帳簿価額】
引渡資産の帳簿価額 と時価の差額(※)		
整合する事業分離取引のタイプ	移転事業に対する分離元企業の【投資が清算される・投資が継続している】場合	移転事業に対する分離元企業の【投資が清算される・投資が継続している】場合

(問1) (表) 中の各【 】内に示された用語について、(表)の内容を踏まえつつ、正しいものを1つ選びなさい。

(問2) (表) 中の空白になっている箇所には、引渡資産の帳簿価額と時価の差額の取扱いがあてはまる(生じるか否かの別も含む)。そこで、この空白にどのような用語が当てはまるかを記入するとともに、そのような取扱いになる根拠を説明しなさい。(根拠部分のみ、300字程度)

**【解答】**

(問 1) (問 2) 用語部分

(表) 非貨幣財の交換と事業分離 (**解答箇所を太字で表示**)

交換取引の種別	異種資産の交換	同種資産の交換
取引例	土地を引渡し有価証券を受け取る	土地を引渡し別の土地を受け取る
投資の継続性	<b>断たれている</b>	<b>継続している</b>
受入資産の取得原価	<b>引渡資産の交換時点における時価</b>	<b>引渡資産の交換時点における帳簿価額</b>
引渡資産の帳簿価額と時価の差額	<b>実現した(or 投資のリスクから解放された)成果として認識する</b>	生じない
整合する事業分離取引のタイプ	移転事業に対する分離元企業の <b>投資が清算される</b> 場合	移転事業に対する分離元企業の <b>投資が継続している</b> 場合

(問 2) 差額の取扱いの根拠

引渡資産と異なる種類・用途の資産とを交換した場合、引渡資産に対する投資の継続性は、交換によって断たれたと考えられる。このため、引渡資産を交換時点の時価にて清算し、その売却代金を受入資産の取得に充てたものと考えられる。その結果、引渡資産の帳簿価額と時価との差額は、投資のリスクから解放された成果、すなわち損益として認識することとなる。他方、引渡資産と種類・用途ともに同じ資産を交換した場合には、引渡資産に対する投資の継続性は断たれていないため、投資の清算があったとみることもできない。このため、受入資産の取得原価には、引渡資産の交換時点における帳簿価額を用いることとなり、差額の認識は行われぬ。(297字)

**【解説】**

非貨幣財同士の交換と事業分離の処理の整合性に関する理解を問う問題です。企業会計基準第 7 号「事業分離等に関する会計基準」(以下、事業分離基準)では、非貨幣財同士の交換の処理と整合的な処理となるよう、事業分離取引における分離元企業の会計処理が規定されています。

問 2 に示された考え方に基づいて、事業分離基準における分離元企業の会計処理も規定されます。すなわち、移転した事業に関する**投資が清算**されたとみる場合には、その事業を分離先企業に移転したことにより**受け取った対価となる財の時価と、移転した事業に係る株主資本相当額 (=帳簿価額) との差額**を、リスクから解放された投資の成果、すなわち**移転損益として認識**するとともに、**改めて当該受取対価の時価にて投資を行ったもの**と考えて処理を行います。他方、移転した事業に関する**投資がそのまま継続**しているとみる場合

には、その成果についても、投資のリスクからは解放されたとはみなされないため、**移転損益を認識せず**、その事業分離により**受け取る資産の取得原価**は、移転した**事業に係る株主資本相当額**（＝帳簿価額）に基づいて算定することとなります。

事業分離の対価が、**現金等の財産**であった場合には、通常、移転した事業に関する**投資は清算**されたものとみられますが、**分離先企業の株式**が対価であった場合には、次のように取得後の分離先企業株式が**どのような保有目的に分類されるか**によって、投資の**継続・非継続**の捉え方が異なります。

- ・ **売買目的有価証券** or **その他有価証券**になる場合…事業に対する投資は**清算**
- ・ **子会社株式** or **関連会社株式**になる場合…事業に対する投資は**継続**

売買目的有価証券やその他有価証券は、(その他有価証券については多様な目的が含まれてはいますが) **基本的に価格変動の状況を見て売買をすることで利益を得る**という目的があるため、移転した事業に対して期待されていた成果（**事業活動を通じたキャッシュの獲得**）とは、**まったく異質な成果を期待**していることとなります。それゆえ、事業分離によって**事業に対する投資は清算**され、新たに別の投資が始まったものとみなすわけです。他方、分離先企業の株式が子会社株式や関連会社株式となれば、当該株式による支配や影響力の行使を通じて、分離元企業は**事業分離後も移転した事業の活動に関与**していくこととなります。子会社株式や関連会社株式に期待している成果は、**移転した事業に対して期待されていた成果と、本質的に異なることはありません**。それゆえ、**事業に対する投資が継続**しているものとみなされることとなります。

このように、分離先企業の株式の保有目的がどのようになるかで、投資の**継続・非継続**が判断されているわけですが、根底には**非貨幣財同士の交換取引と同じ考え方**があるといえます。